

【参考】第1号被保険者の保険料（所得段階区分別）

<第9期保険料(2024~2026年度)>

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)	
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.285	24,487円	2,040円	
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む）	本人の前年中の課税年金収入額	80万円以下	0.43	36,945円	3,078円
第3段階		+	120万円以下			
第4段階		本人の前年の課税年金に係る所得以外の*合計所得金額	80万円以下	0.9	77,328円	6,444円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	*合計所得金額	80万円超	基準額	85,920円	7,160円
第6段階	本人が市民税（減免前）課税の場合	本人の前年の*合計所得金額	125万円以下	1.1	94,512円	7,876円
第7段階			125万円超 190万円未満	1.35	115,992円	9,666円
第8段階			190万円以上 400万円未満	1.6	137,472円	11,456円
第9段階			400万円以上 550万円未満	1.85	158,952円	13,246円
第10段階			550万円以上 700万円未満	2.1	180,432円	15,036円
第11段階			700万円以上 850万円未満	2.35	201,912円	16,826円
第12段階			850万円以上 1,000万円未満	2.6	223,392円	18,616円
第13段階			1,000万円以上 1,150万円未満	2.85	244,872円	20,406円
第14段階			1,150万円以上	3.1	266,352円	22,196円

*合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。
第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除する。

※令和3～5年度の市民税課税者の所得段階（第6段階以上）を判定する際、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、当該給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から最大10万円を控除していたが、当該措置は期間限定の特例であり、令和6年度以降は適用しない。

<第8期保険料(2021~2023年度)>

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)	
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.3	24,480円	2,040円	
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む）	本人の前年中の課税年金収入額	80万円以下	0.43	35,088円	2,924円
第3段階		+	120万円以下			
第4段階		本人の前年の課税年金に係る所得以外の*合計所得金額	80万円以下	0.9	73,440円	6,120円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	*合計所得金額	80万円超	基準額	81,600円	6,800円
第6段階	本人が市民税（減免前）課税の場合	本人の前年の*合計所得金額	125万円以下	1.1	89,760円	7,480円
第7段階			125万円超 190万円未満	1.35	110,160円	9,180円
第8段階			190万円以上 400万円未満	1.6	130,560円	10,880円
第9段階			400万円以上 700万円未満	1.85	150,960円	12,580円
第10段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	171,360円	14,280円
第11段階			1,000万円以上	2.35	191,760円	15,980円

*合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。
第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除する。

第6～11段階
合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

京都市国民健康保険における所得割基礎額階層別世帯数

所得割基礎額階層 (単位：万円)			令和6年3月末時 点(11期)	
		0	102,335	53.7%
0超	～	100	45,125	23.7%
100超	～	200	23,359	12.3%
200超	～	300	9,042	4.8%
300超	～	400	3,709	2.0%
400超	～	500	1,826	1.0%
500超			4,766	2.5%
合 計			190,162	100.0%

※ 所得割基礎額＝総所得金額－基礎控除額（有所得者1人当たり43万円）

※ 上段：世帯数 下段：構成割合

保健福祉局資料（2024年9月）

国民健康保険における一般会計繰入金及び都道府県補助金の状況
 (一人当たり金額・政令指定都市比較、令和5年度決算)

(単位：円)

	1人当たり一般会計繰入金			1人当たり 都道府県補助金
	総額	うち基盤安定等	うち基盤安定等を除く	
京 都	57,336	33,664	23,672	0
札 幌	56,417	33,610	22,807	0
仙 台	51,278	32,176	19,102	0
さいたま	40,760	21,449	19,311	0
千 葉	37,115	26,208	10,907	0
川 崎	57,394	23,365	34,029	0
横 浜	45,110	23,819	21,291	0
相 模 原	43,586	23,438	20,148	0
新 潟	42,201	25,658	16,543	0
静 岡	41,663	27,080	14,583	0
浜 松	32,987	26,872	6,115	0
名 古 屋	59,333	32,114	27,219	0
大 阪	63,384	43,366	20,018	475
堺	63,360	41,188	22,172	572
神 戸	55,869	39,166	16,703	0
岡 山	48,447	30,816	17,631	7
広 島	43,846	30,156	13,690	0
北 九 州	61,594	35,054	26,540	0
福 岡	60,685	31,860	28,825	0
熊 本	61,024	36,530	24,494	0

※ 基盤安定等は、法定の一般会計繰入金を合計したものである。

国民健康保険特定健診受診率（行政区別、令和5年度）

行政区	対象者数	受診者数	受診率
北 区	14,172	3,997	28.2%
上 京 区	9,105	2,575	28.3%
左 京 区	19,366	5,241	27.1%
中 京 区	12,356	3,336	27.0%
東 山 区	5,019	1,093	21.8%
山 科 区	16,078	3,963	24.6%
下 京 区	8,589	2,085	24.3%
南 区	11,530	2,762	24.0%
右 京 区	23,732	6,284	26.5%
西 京 区	17,086	4,645	27.2%
伏 見 区	33,248	8,256	24.8%
京 都 市	170,281	44,237	26.0%

※ 令和5年度特定健診受診率は令和6年10月末に確定するため、上記の受診率は見込値である。

国保資格証明書・短期保険証交付状況（行政区別）

令和6年3月1日現在

（単位：件） （単位：世帯）

	資格証明書 交付件数	短期証 交付件数	被保険者証 未更新件数	被保険者 世帯数
北区	80	254	241	14,806
上京区	86	265	361	11,885
左京区	127	429	604	23,973
中京区	59	267	338	14,830
東山区	71	160	136	5,874
山科区	210	560	288	17,092
下京区	75	379	359	11,339
南区	144	411	242	12,660
右京区	253	603	398	24,483
京北出張所	8	5	7	760
西京区	118	257	128	10,448
洛西支所	28	89	53	6,673
伏見区	263	767	321	20,250
深草支所	108	187	210	8,901
醍醐支所	76	216	106	6,852
全市計	1,706	4,849	3,792	190,826

※ 「被保険者世帯数」は、令和6年2月末現在

京都市国民健康保険料の滞納世帯数と滞納額（行政区別、令和5年度）

	滞納世帯数	滞納額（円）
北 区	1,217	80,454,967
上 京 区	1,262	78,455,607
左 京 区	2,294	106,107,492
中 京 区	1,435	69,718,424
東 山 区	777	49,671,653
山 科 区	2,426	233,716,846
下 京 区	1,567	101,526,346
南 区	1,836	143,379,104
右 京 区	3,094	218,921,456
京北出張所	53	5,165,774
西 京 区	992	90,188,241
洛 西 支 所	453	27,800,214
伏 見 区	3,533	283,462,175
深 草 支 所	1,043	67,192,710
醍 醐 支 所	921	64,952,475
合 計	22,903	1,620,713,484

京都市国民健康保険における行政区別・財産別差押実施状況（令和5年度）

行政区	差 押												交付要求		参加差押	
	動産・有価証券			不動産			債権		無体財産		合計					
	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)
北 区	0	0	2	930,523	294	31,108,939	0	0	0	0	296	32,039,462	3	713,193	4	383,303
上 京 区	0	0	0	0	272	21,314,255	0	0	0	0	272	21,314,255	3	314,053	0	0
左 京 区	0	0	1	1,109,490	279	28,289,382	0	0	0	0	280	29,398,872	8	992,426	2	880,780
中 京 区	0	0	1	253,360	624	55,537,292	0	0	0	0	625	55,790,652	3	555,969	0	0
東 山 区	0	0	0	0	219	17,631,285	0	0	0	0	219	17,631,285	8	928,147	0	0
山 科 区	0	0	0	0	841	86,555,301	1	57,530	0	0	842	86,612,831	18	2,836,041	4	1,196,572
下 京 区	0	0	0	0	188	17,786,032	0	0	0	0	188	17,786,032	3	264,616	0	0
南 区	0	0	0	0	223	30,159,043	0	0	0	0	223	30,159,043	5	1,069,245	1	42,687
右 京 区	0	0	0	0	515	68,508,542	0	0	0	0	515	68,508,542	7	2,425,983	2	860,024
京北出張所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西 京 区	0	0	1	406,460	192	16,995,850	0	0	0	0	193	17,402,310	2	41,557	0	0
洛西支所	0	0	1	163,051	80	9,293,347	0	0	0	0	81	9,456,398	3	283,325	1	113,250
伏 見 区	0	0	0	0	159	28,376,358	0	0	0	0	159	28,376,358	4	492,143	1	125,024
深草支所	0	0	0	0	145	16,483,798	1	29,400	0	0	146	16,513,198	6	636,019	0	0
醍醐支所	0	0	2	326,700	180	16,118,610	0	0	0	0	182	16,445,310	0	0	9	2,150,946
市 計	0	0	8	3,189,584	4,211	444,158,034	2	86,930	0	0	4,221	447,454,548	73	11,552,717	24	5,752,586

注1) 令和5年6月1日から令和6年5月31日までの執行件数を集計

注2) 世帯数は、実世帯数で集計（差押世帯数 = 差押件数）

注3) 金額は、差押・交付要求・参加差押に係る滞納保険料の総額

注4) 財産種別は、動産・有価証券が家具・小切手等、不動産が土地・建物等、債権が預貯金・給与・生命保険等、無体財産が出資金等

保険料の軽減措置について(令和 6 年度)

2024 年 4 月 1 日

1. 所得の低い被保険者に対する軽減措置

所得の低い被保険者の方については、均等割額に次のような軽減措置を講じて、保険料を算定します(届出は不要です。)

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等(※1、2)が下記の基準額を超えない世帯	軽減割合	夫婦 2 人世帯(年金所得のみ)の場合の例示(年金収入は年額)
43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等(※3)の数 - 1)	7 割	夫の年金が 168 万円以下、妻の年金が 135 万円以下
43 万円 + (29.5 万円 × 被保険者数(※4)) + 10 万円 × (給与所得者等(※3)の数 - 1)	5 割	夫の年金が 168 万円を超え 227 万円以下、妻の年金が 135 万円以下
43 万円 + (54.5 万円 × 被保険者数(※4)) + 10 万円 × (給与所得者等(※3)の数 - 1)	2 割	夫の年金が 227 万円を超え 277 万円以下、妻の年金が 135 万円以下

令和 6 年度の保険料の軽減基準

※1 年金収入につき公的年金等控除を受けた 65 歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から 15 万円が控除されます。

※2 専従者給与(控除)及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※3 被保険者又は世帯主のうち、一定の給与所得者(給与収入 55 万円超)と年金所得者(65 歳未満の場合は年金収入 60 万円超、65 歳以上の場合は年金収入 125 万円超)の方のことを指します。

※4 被保険者の数は賦課期日(原則 4 月 1 日。年度途中で資格取得した場合は資格取得日)時点の人数です。

京都市 HP (京都市情報館) より

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

企業の健康保険組合や協会けんぽなどの被用者保険（国民健康保険や国民健康保険組合は該当しません。）に、後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで被扶養者として加入されていたために、保険料を負担していなかった方は、所得割は当分の間かからず、均等割は資格取得後 24 箇月間に限り 5 割軽減されます。

3. 保険料の減免について

上記 1 及び 2 の軽減措置以外に、次の場合には、保険料が減免されることがあります（申請が必要です。）。

1. 災害により居住する住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けたとき
2. 世帯主の死亡、疾病等又は事業の休廃止、失業等で著しく所得が減少したとき
3. 刑事施設等に 2 箇月以上拘禁されたとき
4. 被爆者健康手帳の交付を受けているとき

なお、医療機関の窓口でお支払いいただく一部負担金についても、災害など特別な事情により支払いが困難な場合は、減免されることがあります（申請が必要です。）。

京都市国民健康保険の法定減額・条例減免適用状況（令和5年度）

	法定減額		条例減免		
	件数	金額(千円)	件数		金額(千円)
			申請	承認	
北区	12,340	463,934	1,331	1,319	96,527
上京区	10,838	378,821	571	571	41,218
左京区	20,768	750,814	1,064	1,064	79,151
中京区	12,335	453,257	1,179	1,179	90,119
東山区	5,049	190,148	460	459	32,363
山科区	14,549	561,412	1,809	1,799	125,890
下京区	9,843	350,203	930	930	67,544
南区	10,877	405,204	1,257	1,257	87,334
右京区	20,917	783,263	2,135	2,134	144,604
京北出張所	611	23,730	8	8	913
西京区	8,367	320,442	976	976	62,379
洛西支所	5,481	210,257	345	345	27,143
伏見区	16,864	644,085	1,682	1,682	119,395
深草支所	7,909	283,046	656	656	44,768
醍醐支所	6,149	245,243	715	715	49,591
全市計	162,897	6,063,860	15,118	15,094	1,068,937

※ 医療分+後期高齢者支援分+介護分

※ 金額は、千円未満を四捨五入しているため、各区の合計額と
全市計は一致しない。

※ 新型コロナウイルス特例減免を除く。

後期高齢者医療制度の保険料滞納者数、差押件数、差押内容、短期証交付者数、健診受診率

1 保険料滞納者数、差押件数、差押内容

	令和5年度		
	滞納者数	差押件数	差押内容
北区	297	12	預貯金4件 年金7件 生命保険1件
上京区	153	0	—
左京区	382	19	預貯金7件 年金12件
中京区	276	3	預貯金2件 年金1件
東山区	111	5	預貯金2件 年金3件
山科区	477	5	預貯金2件 年金3件
下京区	193	4	預貯金4件
南区	330	1	預貯金1件
右京区	548	3	年金2件 生命保険1件
京北出張所	15	0	—
西京区	186	2	年金2件
洛西支所	134	4	預貯金1件 年金2件 給与1件
伏見区	540	0	—
深草支所	199	0	—
醍醐支所	222	1	年金1件
全市計	4,063	59	預貯金23件 年金33件 生命保険2件 給与1件

※滞納者数は5月末時点の人数

※4月1日から3月31日までの執行件数を集計

2. 短期証発行数

行政区	令和5年度	
	8月1日	2月1日
北 区	0	0
上京区	0	0
左京区	0	0
中京区	1	1
東山区	0	0
山科区	0	0
下京区	0	0
南 区	0	0
右京区	3	1
京北出張所	0	0
西京区	0	0
洛西支所	0	0
伏見区	0	0
深草支所	3	1
醍醐支所	0	0
全市計	7	3

3 後期高齢者健診受診率

(令和5年度/行政区別)

行政区	受診率
北 区	17.7%
上京区	18.2%
左京区	16.8%
中京区	15.2%
東山区	13.3%
山科区	17.1%
下京区	14.4%
南 区	14.4%
右京区	16.1%
西京区	16.8%
伏見区	17.6%
京都市	16.6%

無料低額診療事業について(実績)

保健福祉局資料(2024年9月)

無料低額診療事業実施施設一覧(令和6年8月末現在)

(単位:円)

施設名	施設が減免した費用の総額 ※		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 京都博愛会病院	2,361,269	2,353,003	1,438,072
2 富田病院	8,032,240	7,377,310	7,444,380
3 西陣病院	27,814,516	24,269,452	30,864,225
4 京都桂病院	52,670,090	36,705,750	15,631,154
5 京都第二赤十字病院(休止中)			
6 京都第一赤十字病院(休止中)			
7 上賀茂診療所	1,598,330	1,210,760	894,200
8 かも川診療所	267,570	535,140	735,770
9 紫野協立診療所(歯科併設)	2,654,170	2,626,214	2,741,097
10 西七条診療所	1,196,810	1,109,700	870,920
11 上京診療所	4,615,530	4,040,400	3,556,970
12 仁和診療所(歯科併設)	6,224,630	5,460,470	5,624,010
13 京都民医連中央病院	46,960,375	41,842,852	40,516,572
14 京都民医連太子道診療所	18,053,454	19,029,752	19,447,796
15 吉祥院病院	7,987,040	9,540,956	8,045,370
16 九条診療所(歯科併設)	9,441,420	8,194,510	7,264,380
17 久世診療所	3,559,150	2,935,250	2,342,085
18 春日診療所	3,900,320	4,255,990	3,494,224
19 富井眼科診療所	4,783,710	3,005,890	1,930,620
20 京都民医連あすかい病院(旧京都民医連第二中央病院)	9,630,910	11,259,919	4,689,090
21 京都民医連あすかい診療所(歯科併設)	6,532,590	5,245,863	4,559,888
22 川端診療所	783,910	570,130	351,500
23 京都民医連洛北診療所	1,251,790	1,212,404	1,057,040
24 東山診療所	1,098,090	1,121,600	877,540
25 大宅診療所	818,080	768,300	1,257,750
26 中央診療所	1,686,710	1,534,746	1,618,248
27 川越病院	757,960	2,346,382	1,350,750
28 京都工場保健会診療所	5,852,970	5,038,129	4,193,174
29 嵯峨野病院	18,210	12,180	10,950
30 京都南西病院	12,787,370	12,144,960	12,107,060
31 伏見桃山総合病院	792,793	823,648	1,353,650
32 京都市城南診療所	3,590,990	3,469,676	3,067,567
33 京都予防医学センター附属診療所	1,429,160	1,482,153	1,150,573
34 高雄病院(休止中)			
35 京都からすま病院	4,220,772	6,241,900	12,043,460

※ 「施設が減免した費用の総額」は、施設が実際に負担した額

マイナ保険証利用登録割合

保健福祉局資料（2024年9月）

令和6年7月時点

	全国	本市国保
利用登録者数	74,511,427人	129,332人
割合	60.16%	48.72%

※本市国保におけるマイナ保険証の利用登録状況

マイナ保険証利用率

令和6年6月診療分

	全国平均	本市国保
利用率	10.99%	12.09%

※本市国保におけるマイナ保険証の利用状況